

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成30年12月6日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

東幾世，飯島信彦，内嶋順一，大嶋正寿，河原俊也，田口幸子，中村葉子，西山俊太郎，廣谷章雄，藤塚正人，松谷佳樹，三嶽昌幸，山本真実

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，次席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，事務局長，家事次席書記官，総務課長，総務課課長補佐

第4 テーマ

調停委員に幅広く有能な人材を集め，活躍いただくための方策

第5 議事（以下，◎委員長，○委員，◆事務担当者）

1 委員長選任

廣谷委員が委員長に選任された。

2 委員長代理氏名

委員長から松谷委員が委員長代理に指名された。

3 家事首席書記官から，今回の委員会のテーマの趣旨等について，次のとおり説明があった。

家事調停事件は，裁判官1名と民間の有識者から選任された家事調停委員2名以上で構成される調停委員会により，当事者双方の言い分を聴きながら家庭内の紛争を解決する手続であるが，最近の社会状況を反映して，家庭内の問題といえども複雑な問題があるため，その解決困難な事案が増加している。

このような状況から，家事調停委員の役割は，近年ますます重要となっている。そこで，今回のテーマとしては，「調停委員に幅広く有能な人材を集め，活躍いただくための方策」について委員の皆様の御意見をうかがって，今後の事務に活かしたいと考えている。

4 引き続き，総務課長及び家事次席書記官から，調停制度や調停委員の選考手続及び任免状況に関する説明があった。

①家事調停制度の概要，②家事調停委員の選考手続，③家事調停委員の任命状況，④

横浜家裁の家事調停事件の動向及び⑤家事調停委員に対する研修制度についての説明があった。

5 田口委員から、今回のテーマに関する発表があった。

神奈川県弁護士会では、弁護士調停委員をより一層活用いただくために、弁護士調停委員にアンケートを行った。総回答数は36名分である。

①家事調停委員に就任してからの年数について、1から3年以内が13名、4から8年以内が16名、9年以上が7名いる。②過去3年以内に受任した事件件数について、20件未満が大半であった。年に3件から6件程度になる。③現在受任件数について、3件未満が一番多い。④同時受任可能件数について、3～5件が多いところ、依頼があれば受任可能な者が多くいる。⑤新件依頼を断ったことがあるかについて、弁護士は忙しい印象があると思うが、断ることはあまりないことから、依頼があれば受任することが多い。⑥弁護士調停委員は遺産分割の事件の配てんが多い印象があるかもしれないが、遺産分割調停事件以外の配てんがされた経験は多い。離婚事件や遺留分減殺、遺言無効、祭祀承継等色々な事件が配てんされている。⑦配てんされる事件についての希望について、こだわらないという人が多いので、遺産分割以外の事件も依頼していただければと思う。⑧自由回答記載の概要について、配てん事件数及び配てん事件の種類を増やしてほしい、家庭裁判所に工夫してほしいこととして、配てん時にどれだけ受任しているかを把握してバランスよく配てんしてほしい、弁護士調停委員をより有効に活用できる方策について、配てんされる事件の種類を増やしてほしい、事件記録の持ち出し、控えの制限を緩和してほしい、一般調停委員や裁判所との交流や研修の機会を設けてほしいといったような内容である。

弁護士調停委員の男女の比率は、ほぼ同数で、年齢層も一般調停委員に比べて若いと思う。

6 意見交換（以下、◎委員長、○委員、◆事務担当者）

○ 調停委員の応募者数について、平成30年度は調停委員の応募は何人であったか。また弁護士調停委員の応募の割合はどれくらいか。

◆ 今年は全体で80人程の応募があった。弁護士の割合は全体のおおよそ1割程度である。

○ 勤続期間はどれくらいか。調停委員を辞めた理由はなにか。

◆ 勤続期間は任命時の年齢にもよるが、最終的な任期は原則70歳までである。辞める理由は、年齢が満期ということで辞める方がほとんどである。少数ながら、親の介護等の理由がある。

○ 遺産分割事件は弁護士調停委員が占めているようであるが、一般調停委員はどのような事件が配てんされているか。一般調停委員に求めているものはどのようなことか。

○ 一般調停委員が大多数であることから、困難事件に限定して数少ない弁護士調停委員に配てんしている傾向がある。そのことから、遺産分割事件は弁護士調停委員に配てんされることが多い。その際、一方の調停委員のみが弁護士調停委員であることが多い。また、弁護士調停委員に配てんされていない遺産分割事件もある。最近におい

ては、弁護士調停委員についても、遺産分割事件のみが配てんされているわけではない。

- 調停委員の募集は、裁判所から特定の団体にリクルート活動をしているのか。していないとしたら、どのようにして一般の方は知ることか。公募はしていないのか。
- ◆ 弁護士会には推薦依頼をしているが、特定の団体にリクルート活動はしていない。それ以外の一般の方への公募はしていない。現職の調停委員からの話で知って、直接裁判所に連絡してもらっていることが多い。
- 外国人事件、当事者が国外に住んでいるような国際的な調停事件は増えているのか。
- ◆ 特に増えているということはない。
- 社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士等の専門的な知識を持つ公的な機関及び団体、例えば神奈川県社会福祉士会、精神保健福祉士会に推薦依頼することを検討してはどうか。
- ◆ 専門的な知識を持つ人に応募してほしいと考えており、そのために、公的な、信頼のおける、どの方面の、どのような団体にどのようにリクルートすればよいか、御意見をいただければありがたい。
- 壮年世代にボランティアとして募集していることが問題であるのではないかと。広く専門的な人材、若年層の募集を考えると、現役で仕事をしている人が多いであろうことから、そこが問題であると思う。また、調停期日のため週3日を確保することも難しい。
- ◆ 週3日を確保してもらっている理由は、調停期日の指定が難しくなるからである。
- なお、弁護士調停委員は、3件程度の事件を持っている者が多いので、調停期日は週に1回入っている程度である。
- ◎ 配てん件数は、一般調停委員は弁護士調停委員と異なり多い。中でも人数の少ない女性調停委員は配てん件数がより多いことから、多くの日に調停事件に入ってもらっている。
- 男女一人ずつの調停委員で組むことは、変えられないか。
- ◆ 夫婦関係調整等は男女の調停委員とする方が両性の中立性の観点からふさわしいと考えられるが、遺産分割事件等については、必ずしも同視点の必要性が高いわけではなく、検討の余地はあると考えられる。
- 幅広く有能な人材を集めることについて、弁護士、看護師、専業主婦などの潜在的な人材の社会復帰を考えると、専門的な知識を持つ者が必要ならば、一般公募により集めることは難しいのではないかと。また、若い世代の離婚事件などでは、年配の調停委員であると年代の意識の差があるので、調停委員と年齢が離れるとアドバイスや意見をすることは難しいのではないかと。
- 比較として市民後見人の募集について、60歳以上の方からの応募が多いという調停委員と同じような悩みがある。そこで、募集する先を絞っている。例えば、講演会を開いて、興味がある人を募集することを地道に繰り返すことにより、少しずつ年齢層は下がっている。そこで、調停委員も同様に募集の現場を作ることはどうであろうか。
- 教育委員会からみると、離婚に絡む親権やDVの問題に直面している。そこに調停

委員として踏み込むにはハードルが高い印象がある。再雇用を考えている60歳前の人には、日程の確保やボランティア的意味合いとしては難しいと思う。今のシステムのままで待つだけでは難しいのではないか。ただ、定年された方々については、意欲のある人も多いので、働き掛けて組み込んでいくことはよいのではないだろうかとの感覚はある。

- 社会福祉協議会では、民生委員も人材確保が必要とされていることから、年齢制限が撤廃されているという動きになっている。まだ活躍できる者も十分いるとの考えはどうか。
- 女性調停委員確保だけでなく、募集の網の広げ方は難しいであろうが、必要になってくることである。神奈川県については、恵まれていると思う。NPO法人などの公的で専門的な団体もあるので、そこにアプローチすることはどうか。例えば、神奈川県民サポートセンターという団体がある。また、例えばドリームハイツという団地では高齢化が進んでいるが、自分たちでいろいろな問題に対応している。こういったところにヒントがあると思うので接点を持つてはどうか。
- 横浜市の男女共同参画センターは、戸塚に女性フォーラムがあり、電話相談やメール相談が多いのだが、相談員は色々な兼業をしている人が多いと思う。最近、男性からのDV相談を受けることもある。こういうところから、女性の調停委員としての活躍を期待できるのではないだろうか。
- 前任地の検察庁では社会福祉士の登用を考えていたが、予算の関係で募集が午後のみ一人だけであり難しかった。そこで、働き方や多様な人材確保の観点から何人かでシフトを組んで活用した。大学の先生や保護司を兼任している人達や、独立して社会福祉士をして後見人もしているといった多様な人達がいた。これらの方々は、地検での雇用は自分のためにもなり、社会貢献もできるということで、雇用の希望があった。そこで、それぞれの働き方に合わせてシフトを組んだ。現在他に仕事がある人でも、専門職の働きぶりに合わせて、一人一人が少ない勤務回数でも多人数を確保することが大事なのではないのだろうか。
- 傾聴、カウンセリングマインドについて、60、70歳以上の方はこれまではこのようなマインドはなかったと思う。そこで、実際調停委員がどれだけこのマインドを持って調停に関わっているか知りたい。調停委員として携われてよかったといった満足度が高いことが広まっていけば、調停委員は増えていくのではないのではないだろうか。
- ◎ 退任された調停委員の懇談会において、任期中の感想を聞いた際にも、中立性を保つことや説得の技術が難しく一様に変ったが自分の成長にもなり、満足度は高かったとの意見が多かったように思う。
- 発達障害についての研修があるとのことだが、今までの常識が通用しない、30代の親御さんなどの中には、発達障害を抱えている人も含まれているので、それを知っていることによって傾聴できることがあるのではないか。
- ◎ 傾聴することは実際難しいことがらなので、研修で強調している。調停委員が傾聴することにより、利用者は話を聞いてもらったと満足度は高くなるのではないか。
- 調停事件は際限なく続くものではなく、一定の期日に限られることから傾聴にも限

界があると思う。調停委員は裁判所に慣れているであろうが、当事者は裁判所に入ることさえ初めてのことであるから、意識や認識に差があると思う。その中で関係性を築かないといけない。その点から問題があるとして研修していくべきである。私の職場では、職員にアンケートをとって、言語化をし、グループワークをすることが効果的であった。効果の一つとして、職員からの問題やニーズが上がってきたので、データ化することができた。その中で優先順位をつけることができた。こうすることにより、思わぬ意見が出てきたり、問題点が分かることがある。このように座学だけではなく、グループワークを通じて、調整力をつけることや、人の意見を聞く、自分の意見を言う機会を設けることは重要なことだと思う。

- ◎ 経験2年程度の中堅の調停委員については、ロールプレイを通じて、自分でやってみたり、人の意見を聞く機会があったりして、有意義であったとの感想があった。
- 検察庁では、社会福祉士に働いてもらうにあたって、社会福祉士との具体的な事例に対して研究をする事例研究会があった。それぞれの社会福祉士がそれぞれ一題ずつ自分が関わった事例について、どういうふうに話を聞いて、どういうふうに福祉医療機関につなげていったかを、具体的な事例について担当の検察官と2人一組で発表してもらったことがスキルアップになった。また、違う領域の人からということで、法曹関係者からすると当たり前だと思っていたことが当たり前でなかったりと、新たな意見が出てきて役に立った研修であった。

第6 次回テーマについて

横浜家庭裁判所における災害対応